

加賀市読書活動推進条例（案）に対する 意見募集の結果について

加賀市読書活動推進条例の制定に向けて、下記のとおり、意見公募（パブリックコメント）を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたので、お知らせいたします。

記

【公募案件の概要】

案 件 名	加賀市読書活動推進条例(案)意見募集
公募期間	令和3年4月19日(月)～令和3年5月6日(木)
供覧資料	加賀市読書活動推進条例(案)
周知方法	市役所、山中温泉支所、各出張所、各図書館、議会ホームページにて資料を供覧
提出方法	持参、郵送、ファクス、電子メール、資料供覧場所に配置の意見箱に投函

【募集結果】 1件1名

詳細は別紙のとおり

加賀市読書活動推進条例(案)意見一覧

番号	ご意見	加賀市議会の回答(案)
1	<p>音読について、子どももの思考力、表現力、読解力を向上させるとあるが、私の孫の小学5年生2人に聞いてみると音読の必要性を知らない。</p> <p>私自身も分からない。なぜ音読が必要なのかを理解させる必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>文部科学省は「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とその重要性を示しております。</p> <p>特に学校における読書活動として、新学習指導要領の国語科の内容には「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で示されております。このうちの「知識及び技能」については、言葉の特徴や使い方に関する事項があり、「言葉の働き」、「話し言葉と書き言葉」、「漢字」「語彙」「文や文章」「言葉遣い」「表現の技法」「音読、朗読」に関する内容を整理し、系統的に示されています。</p> <p>そして、「音読、朗読」に関しては、各学年での指導と狙いが次のように示されています。</p> <p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>語句のまとまりや言葉の響きなどに気を付けて音読をすることで、自分が理解しているかを確認する働きや理解したことを表出する働きがあり、声を出して読むことで、響きやリズムを感じながら言葉の持つ意味をとらえることに役立つ。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>文章全体の公正や内容の代替を意識しながら音読をする。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>文章を音読したり朗読をしたりする。</p> <p>豊かな人間性を育む上で、子どもたちが物語、説明文、俳句や受け継がれてきた名文に音読を通して触れ、文章から様々なことを感じ取り、考えを的確に表現するための素養を身につけていくことは、大切なことと考えております。</p> <p>こうしたことから、本条例第11条において、子どもの音読の推奨を規定したものであり、加賀市議会では市に対して、音読を含めた読書活動の重要性等に関する市民への積極的な周知啓発を働きかけてまいります。</p>

【参考】加賀市読書活動推進条例（抄）

（子どもの音読の推奨）

第 11 条 市は、子どもの思考力及び表現力を育むとともに、読解力（情報を読み解く力をいう。次項において同じ。）を向上させるため、子どもの音読を推奨し、及び学校等に対して子どもの音読に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 家庭及び学校等は、子どもの読解力を向上させるため、日常的に子どもが音読に取り組む習慣づくりに努めるものとする。